

2022年8月30日  
逗子市

**令和4年逗子市議会第3回定例会の招集について**  
令和4年9月6日開会予定の第3回定例会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報告

- ・報告第7号 株式会社パブリックサービスの経営状況の報告について (総務課)  
株式会社パブリックサービスの第31期事業報告及び第32期事業計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定） (都市整備課)  
令和4年4月10日、久木8丁目地内において、市が管理する街路樹の幹及び枝が落下し、走行中であった相手方の運転する車両を損傷させた事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、同年7月7日付けで専決処分をしたので、同条第2項の規定により、報告するもの
- ・報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定） (都市整備課)  
令和4年7月27日、桜山4丁目地内において、市が管理する街路樹の枝が落下し、走行中であった相手方の運転する車両を損傷させた事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、同年8月17日付けで専決処分をしたので、同条第2項の規定により、報告するもの
- ・報告第10号 継続費精算報告について（一般会計 道路改良事業） (財政課)  
道路改良事業に係る継続費の継続年度が終了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第11号 継続費精算報告について（下水道事業会計 第3系列最初沈殿池汚泥掻寄せ機等改築工事） (下水道課)  
第3系列最初沈殿池汚泥掻寄せ機等改築工事に係る継続費の継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第12号 健全化判断比率について (財政課)  
令和3年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第13号 資金不足比率について (財政課)  
令和3年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するもの

2 議案

- ・議案第37号 専決処分の承認について（令和4年度逗子市一般会計補正予算（第3号）） (財政課)  
予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年7月26日付けで次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

(補正額) 歳入歳出とも1,958万6,000円の増額 (補正後の総額221億9,020万円)

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり。

(歳出)

- ・【一次救急医療対策事業】新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に対応するため、逗子市民及び葉山町民を対象として逗葉地域医療センターの一次救急医療において、一般の診療所が診療を行っていない休日・夜間に発熱外来診療を実施する経費として、1,958万6,000円を増額 (国保健康課) [臨交]

(歳入)

- ・国庫支出金のほか所要の財源を措置するもの

・**議案第38号 専決処分の承認について (令和4年度逗子市下水道事業会計補正予算 (第1号))** (下水道課)

予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年7月26日付けで次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

(補正額) 収入支出とも592万1,000円の増額 (補正後の資本的収入16億7,757万9,000円、資本的支出20億2,796万4,000円)

収入支出予定額の補正についての内容は次のとおり。

(支出)

- ・令和3年4月1日に施行された大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号) の改正を受け、石綿の含有が不明確な建材について事前調査を行ったところ、工事施行箇所の一部で仕上げ塗料からアスベストの含有が検出されたことから、アスベスト対策等を実施するための経費として、処理場建設改良費592万1,000円を増額

(収入)

- ・地方債をもって措置するもの

(継続費)

- ・年割額及び総額を変更

・**議案第39号 動産の取得について (消防ポンプ自動車購入)** (管財契約課)

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車II型購入について契約を締結するに当たり、逗子市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年逗子市条例第14号) 第3条の規定により提案するもの

・**議案第40号 逗子市議会議員及び逗子市長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について** (行政委員会事務局)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令 (令和4年政令第172号) の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額について、改正の要あるため提案するもの

・**議案第41号 逗子市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について** (職員課)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (令和4年法律第35号) 等の施行に伴い、職員の育児休業の取得回数の制限の緩和、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等に関し必要な措置を講じるに当たり、改正の要あるため提案するもの

・**議案第42号 逗子市の良好な都市環境をつくる条例及び逗子市景観条例の一部改正について** (まちづくり景観課)

逗子市の守るべき自然環境を保全しつつ、限られた市街地の質を高めることにより誰もが快適に暮らせる魅力ある住環境を形成していくことを目的とし、土地利用に係る条例の総合的な見直しをするに当たり、改正の要あるため提案するもの

・議案第43号 令和4年度逗子市一般会計補正予算（第4号）

（財政課）

（補正額）歳入歳出とも3億6,699万6,000円の増額（補正後の総額225億5,719万6,000円）

歳入歳出予算の補正についての主な内容は次のとおり。

（歳出）

- ・【地域活動センター運営事業】新宿会館内の空調機更新等に要する経費として、276万1,000円を増額。（市民協働課）〔臨交〕
- ・【コミュニティセンター維持管理事業】小坪小学校区コミュニティセンター内の空調機更新等に要する経費として、255万2,000円を増額。（市民協働課）〔臨交〕
- ・【住民税非課税世帯等に対する生活支援金支給事業】令和4年度分の住民税非課税世帯、家計急変世帯等に対し、一世帯あたり支援金2万円を給付することに要する経費として、1億4,766万7,000円を計上。（社会福祉課）〔臨交〕〔コロナ基金〕
- ・【地域共生社会推進事業】新型コロナウイルス感染症陽性者等が自宅療養するにあたり、食料の確保が困難な者に対し2日分の食料提供に要する経費として、30万8,000円を増額。（社会福祉課）〔臨交〕
- ・【子育て支援事務費】令和3年度以前の国庫及び県補助金に係る返還金見込額9,062万1,000円を増額。（子育て支援課）
- ・【ひとり親家庭等特別支援金支給事業】新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることを踏まえ、ひとり親等で児童を扶養する者の生活支援を行うため、一世帯当たり2万円の支援金を給付することに要する経費として、819万7,000円を計上。（子育て支援課）〔臨交〕〔コロナ基金〕
- ・【母子福祉事務費】令和3年度の国庫補助金に係る返還金見込額178万5,000円を増額。（子育て支援課）
- ・【母子保健事務費】令和3年度の国庫及び県補助金に係る返還金見込額145万9,000円を増額。（子育て支援課）
- ・【家庭系ごみ排出抑制推進事業】原油価格の高騰等に伴い、指定ごみ袋の作成が現行単価では困難な状況にあることから、安定した指定ごみ袋の供給に資する単価改定に要する経費として、458万4,000円を増額。（資源循環課）
- ・【逗子市商工会助成事業】市内の小規模事業者等に対し、事業者自らが経営計画を作成し経済環境変化に対応するための新たな事業転換等への取組みを支援することを目的とした補助金を交付する経費として、1,000万円を増額。（経済観光課）〔臨交〕
- ・【景観のまちづくり推進事業】景観計画改定に伴い、ガイドラインの修正に係る業務委託に要する経費として、49万7,000円を増額。（まちづくり景観課）
- ・【街区公園維持管理事業】公園遊具の定期点検の結果、劣化等により安全に支障があるものについて、撤去又は修繕等を行うことに要する経費として、1,688万5,000円を増額。（緑政課）
- ・【緑地安全対策事業】桜山6丁目地内のほか市有緑地について、倒木及び斜面崩落の恐れがあり早期に対応が必要な箇所が判明したことから、管理伐採に要する経費として、500万円を増額。（緑政課）
- ・【公共交通拡充支援事業】原油価格の高騰による影響を受けているバス事業者及びタクシー事業者に対し、地域公共交通の維持確保の観点から支援金を交付する経費として、324万2,000円を増額。（環境都市課）〔臨交〕〔コロナ基金〕
- ・【救急活動事業】新型コロナウイルス感染症関連の救急出動が継続している状況で、救急活動時の感染防止資器材及び衛生管理用品などの購入に要する経費として、2,095万円を増額。（消防総務課）〔臨交〕
- ・【消防本部・署維持管理事業】【小坪分署維持管理事業】【北分署維持管理事業】新型コロナウイルス感染症関連の救急出動が継続している状況で、救急隊員間の感染防止対策として、仮眠室の改修及び空気清浄機等の設置に要する経費として、消防本部・署維持管理事業480万7,000円、小坪分署維持管理事業175万円、北分署維持管理事業216万7,000円をそれぞれ増額。（消防総務課）〔臨交〕〔コロナ基金〕
- ・【学校維持管理事業】（小学校費）電気料金の高騰に伴い、小学校4校（逗子小学校を除く）の電気料金予算不足見込額1,047万4,000円を増額。（教育総務課）
- ・【小学校給食運営事業】沼間小学校の給食室について、老朽化等に伴う不具合の生じた給食調理施設の修繕及び備品の購入等に要する経費として311万円、物価高騰の影響による食材費の値上がりに対し、保護者の負

担を軽減するため値上がり相当額を補助する経費として289万円の計600万円を増額。(学校教育課)〔臨交〕  
〔コロナ基金〕

・【学校維持管理事業】(中学校費)電気料金の高騰に伴い、中学校の電気料金予算不足見込額856万6,000円を増額。(教育総務課)

・【学校施設整備事業】(中学校費)沼間中学校体育館及び職員室等の雨漏り修繕に要する経費として、1,639万円を増額。(教育総務課)

・【中学校給食運営事業】物価高騰の影響による食材費の値上がりに対し、保護者の負担を軽減するため値上がり相当額を補助する経費として、33万4,000円を増額。(学校教育課)〔臨交〕〔コロナ基金〕

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業には〔臨交〕、みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金活用事業には〔コロナ基金〕と記載している。

これらの事業費の合計額は、2億1,073万5,000円。

(歳入)

・国庫補助金及び基金繰入金のほか所要の財源を措置するもの

(債務負担行為)

・事項、期間及び限度額の追加

(地方債)

・地方債限度額を変更

・議案第44号 令和4年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (財政課)

(補正額) 歳入歳出とも83万6,000円を増額(補正後の総額65億7,753万6,000円)

歳入歳出予算の補正についての主な内容は次のとおり。

(歳出)

・【一般管理事務費】健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第56号)の施行に伴い、被保険者証を除く各種証について性別欄を削除するためのシステム改修に要する経費として、67万1,000円を増額(国保健康課)

・【国民健康保険団体連合会負担金】未就学児の保険料均等割の減額に対応するため、神奈川県国民健康保険団体連合会と各保険者を連携している「コクホ・ライン」システムの改修費用を負担することに要する経費として、16万5,000円を増額(国保健康課)

(歳入)

・県補助金をもって措置するもの

・議案第45号 令和3年度逗子市一般会計歳入歳出決算の認定について (財政課)

・議案第46号 令和3年度逗子市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (財政課)

・議案第47号 令和3年度逗子市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について (財政課)

・議案第48号 令和3年度逗子市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (財政課)

地方自治法第233条第3項の規定により、会計管理者から提出された決算を監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて認定を求めるもの

・議案第49号 令和3年度逗子市下水道事業会計決算の認定について (下水道課)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、管理者から提出された決算を監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて認定を求めるもの

本件に関するお問い合わせ先  
電話046-873-1111 (代表)  
※各議案の担当課にお尋ねください。  
議案とりまとめ担当:総務課